別表１（第４条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
別表２に記載する技能実習生受入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等に要する費用 （銀行振込手数料は対象外）	１／２以内 ※１円未満端数切捨て	３０万円

別表２

経費区分	内容
機械装置等購入費	本事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 （例）エアコン、鍵付きロッカー、トイレ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機　（ただし、トイレ、冷蔵庫（冷凍庫）と洗濯機は、共有スペースに取付けるものに限る）等 ※中古品の購入及び物品リース・レンタル費用は対象外 ※翻訳機及びポケット Wi-Fi は対象外
外注工賃	施工会社に発注して行う技能実習生の居住施設の改修に要する経費 （例）上記機械装置の設置工事、個室改装工事、インターネット回線工事、シャワーユニット設置工事　等　　※Wi-Fi 設置工事は対象外
修繕費	事業の遂行に必要な物品の修繕に要する経費
印刷製本費	パンフレット、マニュアル等印刷製品に要する費用 ※印刷物は、本事業の目的に沿ったものであること
原材料費	技能実習生の居住施設の改修を自社で施工する場合の資材購入に要する費用 ※原則として、自社での施工費用は補助対象外となるが、施工等に要する壁材、床材などの原材料費のみを事業費とするものは補助対象
発送費	上記の資材購入時等の発送にかかる費用
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 （例）事業実習生獲得に向けた PR 動画、パンフレットの作成、業務マニュアルや安全表示看板の翻訳　等
その他	上記以外で補助金の交付目的に資する経費